

桐生市学校規模等適正化

相生中学校区検討委員会だより

第3号

令和6年10月31日（木）午後2時から、相生公民館において、第3回桐生市学校規模等適正化相生中学校区検討委員会を開催しました。

第3回 相生中学校区検討委員会の協議内容

各中学校区の第2回検討委員会において、委員の皆様から、「桐生市全体で考える必要がある」、「旧桐生地域における望ましい規模の学校数はどのくらいなのか」というご意見をいただきました。このため、教育委員会は、これまでの検討委員会におけるご意見などを基に、検討資料として地域ブロック別の「学校規模及び学校配置の適正化に向けた組合せ例」を新たに作成しました。第3回検討委員会では、教育委員会から追加資料を説明後、議題について協議が行われました。

<議題>

- ・相生中学校区における学校規模等適正化の手法について

<説明した事項>

■桐生市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の各種基準■

- 望ましい学校規模：[小学校]12学級以上（1学年2学級以上）[中学校]9学級以上（1学年3学級以上）
- 望ましい学級規模：[小学校]1・2学年30人以下、3～6学年35人以下
[中学校]1～3学年35人以下
- 望ましい通学時間：[小学校・中学校]通学手段を問わず、30分以内

- 【小規模校の課題】多様な考えに触れる機会や切磋琢磨する機会が少ない。人間関係が悪くなった時の対応が難しい。クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- 【大規模校の課題】児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなるなど、教育活動の展開に支障が生じる。

■望ましい規模の学校数■

基本方針の各種基準に基づき、学級数の見込みから、望ましい規模の学校数を計算した場合
(単位：校)

区 分	地 域	令和6年度 (2024)	令和11年度 (2029)	令和16年度 (2034)	令和21年度 (2039)	令和26年度 (2044)	令和31年度 (2049)
		学校数	学校数	学校数	学校数	学校数	学校数
小学校	旧桐生	7 [13]	5～6	3～5	3～4	3～4	3
	旧新里	2 [3]	1～2	1	1	1	1
中学校	旧桐生	4 [8]	4	3	3	2～3	1～3
	旧新里	1 [1]	1	1	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>

※令和6年度の【括弧】は、令和6年5月1日時点の学校数の実績値。

※赤字の二重下線は、小学校12学級以上、中学校9学級以上を満たしていない。

(※ホームページに掲載した、資料10「学校規模及び学校配置の適正化に向けた組合せ例について」をご確認ください。)

■学校規模及び学校配置の適正化に向けた組合せ例■

基本方針の各種基準や、これまでの検討委員会におけるご意見のほか、中学校区ごとの児童生徒数・学級数の見込み、地理的特性などを考慮し、中学校区の枠組みを基本とした上で、桐生市全体の将来を見据えた場合、旧桐生地域を3つのブロック、旧新里地域を1つのブロックと捉え、学校規模及び学校配置の適正化を検討することが望ましいと考えられる。

○旧桐生地域：「中央中学校区、清流中学校区、境野中学校区、梅田中学校区」

：「広沢中学校区、桜木中学校区」

：「相生中学校区、川内中学校区」

○旧新里地域：「新里中学校区」

<主な意見>

通学手段や学童（放課後児童クラブ）、通学路について、どのように変更することになるのかを考える必要があると思う。

地域協議会の協議がどうなるかは分からないが、まずは地域協議会を編成し、検討する必要があると思う。

また、相生中は、令和 11 年度が 9 クラス、令和 16 年度が 8 クラス、令和 21 年度以降も 6 クラスであり、複数の学級を維持できるが、減少が見込まれるので、長期的な視点で、桐生市全体のことを考えると、検討する必要があると考えている。

資料 10 を見ると、相生小、天沼小、川内小の 3 小学校が統合する場合、令和 11 年度までは規模が大きすぎるが、相生小と天沼小の 2 校だけで統合する場合、川内小が適正規模でない状態が続いてしまうことになる。

現段階では、市内の地理的な要因も含めて考えると、川内中学校区と地域協議会を持つのが適切なのではないかなと考える。

<主な質問>

望ましい学校配置の基準の通学時間は、「通学手段を問わず、30 分以内」とあるが、手段について配慮していることがあるのか。

<教育委員会の回答>

通学環境につきましては、子供たちが安全に学校に登下校できることを一番大事に考えております。登校時などに徒歩で 30 分以上かかってしまう場合には、スクールバスの導入や公共交通機関の活用など、多様な交通手段の確保に努めてまいりたいと考えております。

資料 10 を見ると、まだ地域協議会を編成する方向ではないと思うが、仮に、一方は適正規模を満たしているのに、地域協議会を編成しない、一方は地域協議会の編成を要請となった場合、どのようにするのか。

隣接する中学校区検討委員会から、地域協議会の編成を要請された場合には、地域協議会を編成することになります。

※意見や質問等の詳細については、ホームページに掲載した議事録をご覧ください。

<今回決定した事項>

- 学校規模や学校配置の適正化の手法について、協議を継続する。

各中学校区検討委員会の協議状況

令和 6 年 11 月 6 日時点

検討委員会	協議状況
中央中学校区	中央中、清流中、境野中、梅田中学校区で地域協議会の編成を検討中
清流中学校区	中央中、清流中、境野中、梅田中学校区で地域協議会の編成を検討中
境野中学校区	中央中、清流中、境野中、梅田中学校区で地域協議会の編成を検討中
広沢中学校区	地域協議会の編成について検討中
梅田中学校区	中央中、清流中、境野中、梅田中学校区で地域協議会の編成を検討中
相生中学校区	相生中、川内中学校区で地域協議会の編成を検討中
川内中学校区	相生中、川内中学校区で地域協議会の編成を検討中
桜木中学校区	広沢中、桜木中学校区で地域協議会の編成を検討中
新里中学校区	新里中学校区内の小学校の学校統合について検討中

●お問い合わせ●

桐生市教育委員会事務局 教育環境課 教育未来係
住 所 桐生市小曾根町 3 番 3 0 号（旧桐生市立西中学校跡地）
電 話 0 2 7 7 - 4 6 - 6 4 2 7（直通）
ファクシ 0 2 7 7 - 4 6 - 1 1 0 9
e-mail kyoikukankyo@city.kiryu.lg.jp
<https://www.city.kiryu.lg.jp/kosodate/gakko/1022484/index.html>



◀詳しくは
2 次元コードより
市ホームページを
ご確認ください。

***桐生市教育委員会は、「桐生市教育センター」に移転しました。**